

## 浄化槽の占用許可(その3)

### 道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

あ、課長、おはようございます。

昨日、あの後、下水道の担当者に聞いたんですけど、下水道のマンホールのふたについては、道路上の空間に架けられた小さな橋と考えられるため、試験荷重を道路構造令<sup>(注)</sup>や道路橋示方書に準拠して設計を行っているとのこと、具体的には、設計自動車荷重は二五tfと定められているとのことです。

そうすると、浄化槽についても、道路の地下に埋設する以上、自動車等の荷重に対して安全なように浄化槽の強度を確保するか、それ相応の防護措置を講じさせる必要がありますね。

(注)道路構造令第三五条第二項

渡邊課長

(二日酔いで頭が痛いのに、いきなり朝からキツイなあ。)

うーん、まあ、ケースによって設置形態が異なるだろうけど、浄化槽の場合、その構造のすべてが道路の地下部分を占用したり、大型車の通行が頻繁な車道の地下部分を占用したりすることはあまりないだろうから、そこまでの強度を求める必要は必ずしもないとも思われるけどね。確か、下水道のマンホールのふたについても、その主な使用場所が、道路一般であるか歩道又は大型車の交通の少ない道路であるか等によって試験荷重が異なっているはずだったんじゃないかな。

じゃあ、次は「工事実施の方法」(第五号)だね。

坂上係員

工事実施の方法については、道路法施行令第一五条ですよ。

浄化槽の設置工事は、掘削工事を伴う上に、通常、一〇日から二週間程度かかりますから、

○ 道路の一侧を常に通行できる状態にしておくこと。

○ 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけるなど交通の危険防止のための措置を講ずること。  
が必要ですね。

渡邊課長

うん、その他に道路法施行令第一五条の二(埋設物件のある場所等における占用工事の実施方法)や道路法施行規則第四条の四の四(道路を掘削する場合における工事実施の方法)は忘れてないかな。

坂上係員

浄化槽を埋設しようとする場所にガス管等が埋設されている場合の安全対策ですね。それと、掘削面積は、当日中に復旧可能な範囲とすることとされていますが、今回のように当日中に埋め戻すことが困難な場合は、覆工を施す等の方法により交通に支障のないように措置させるか、交通量に照らして支障ない場合は、常設作業帯を設けさせる等の措置をさせる必要がありますね。

渡邊課長

「工事の時期」(第六号)についてはどうか。

坂上係員

工事の時期については、道路法施行令第十六条だから、他の工事との調整や交通の状況等によって工事の時間を決める必要があるということですよ。

### 渡邊課長

うん。それから、道路の占用に関する掘削等の工事の実施の方法や工事の時間については、<sup>(注1)</sup>通達が出ているのでそれを参考にするといいかもしれないね。ただ、この通達で「交通の実態に即した工事時間の選定」と言っているのは、<sup>(注2)</sup>工事を必ず夜間に限定しなさいという趣旨ではないことに注意しないといけない。まあ、浄化槽の設置だと住宅等に面した道路だろうから、逆に夜間ではできないだろうけど。

それと、道路で工事や作業をする場合、<sup>(注2)</sup>道路交通法に基づいて、警察署長から「道路使用許可」を受ける必要があるのは知っているよね。

(注1)「道路の掘り返しの規制について」(昭和三五年五月三日付け道発第二三〇号)等  
(注2)道路交通法第七七条第一項

### 坂上係員

はい。だから、道路法第三二条第五項で、道路占用許可に係る行為が道路交通法第七七条第一項の規定を受けるものであるときは、警察署長に協議しなければなりませんよ。

あ、それから、道路占用許可と道路使用許可

の両方が必要な場合、それぞれの申請書の提出をどちらかの窓口を経由して行えるんですよ。<sup>(注)</sup>

(注)道路法第三二条第四項、道路交通法第七八条第二項。  
上記法令のほか、「道路占用許可申請が提出された際の取扱いについて」(平成七年三月三〇日付け建設省道政発第四九号)を参照。

### 渡邊課長

うん。通常、警察では、道路使用許可基準の中で作業帯や作業時間について定めているので、警察署ともよく協議して決める必要があるということだ。

### 坂上係員

分かりました。これについては、今回、浄化槽を設置しようとしている道路の状況や工事実施の方法を考慮して決める必要もありそうなので、明日、△△警察署の交通課によく話を聞いてみます。

### 渡邊課長

次に、「道路の復旧方法」(第七号)については。

### 坂上係員

道路の復旧方法は、掘削土砂を埋め戻す場合は、後で陥没等が生じないように確実にしめ固めることが必要で、掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不当である場合は、土砂を入れ換え

たりして埋め戻す必要があるんですよ。

### 渡邊課長

そうすると掘削土砂をそのまま埋め戻すことができるかどうか、いわゆる発生土の利用の基準があるといいね。

### 坂上係員

それについては、平成六年に当時の建設省技術調査室から基準が出ているので、これを参考にするといいと思いますけど。

(注)「発生土利用利用基準(案)について」(平成六年七月二〇日付け建設省技調発第一七三号)

### 渡邊課長

なるほど。

ま、政令等で定められている許可基準適合性については、これまで検討した内容に合うようにすればOKじゃないかな。

### 安藤係員

あー、話の途中すみませんが、坂上さんに浄化槽の占用のことで中村さんという方が相談に来ていますけど。

### 渡邊課長

中村さんが来たようだね。じゃ、今までのことが分かればもう大丈夫だよ。

### 坂上係員

はい。頑張ってください。

(この項終わり)